#### 兵庫県立大学次期学長の選考開始に関する公示

兵庫県立大学学長選考規程(以下「規程」という。)第3条の規定に基づき、兵庫県立 大学次期学長の選考について、下記のとおり公示する。

> 令和4年9月12日 兵庫県立大学学長選考会議

記

#### 1 学長選考の実施理由

現学長が、令和5年3月31日をもって任期満了となるため。

### 2 選考機関

兵庫県立大学学長選考会議(以下「選考会議」という。)

#### 3 次期学長の任期

令和5年4月1日から令和9年3月31日まで(4年間) なお、当該任期の満了に伴う学長選考において、再任されることは可能であること。 (再任は1回に限り、再任時の任期は2年間)

# 4 選考方法

推薦された学長候補者の中から次の手続きにより、書類審査及び面接の結果を総合的に勘案して、次期学長に最も適任と認められる者を選考する。

# (1) 推薦及び選考の基準

学長候補者の推薦及び学長選考の基準は、別紙「兵庫県立大学の次期学長に求められる資質・能力」とする。

#### (2) 学長候補者の推薦

次のアからウに該当する者は、記載した要件により学長候補者を推薦することができる。ただし、候補者の推薦に係る署名は、アからウのいずれか1つの区分において、かつ1人の候補者の推薦に限り行うことができる。(規程第5条第4項)

- ※ いかなる場合も署名は一度に限られることに留意すること。
- ア 理事長、副理事長、理事、副学長(法人の役員である者を除く。)、常勤の教員 (教授、准教授、講師、助教及び助手の職にある者をいう。)及び職員(部長級以 上の職にある者に限る。)について、教員所属組織である機構、学部、研究科、附 置研究所及び教育研究施設のうち3つ以上の組織の教員を含む30人以上の連署 による推薦

- イ 教育研究審議会委員5人以上(うち3人以上は学部長、研究科長又は附置研究 所長である委員。)の連署による推薦
- ウ 経営審議会委員(外部有識者委員に限る。) 3人以上の連署による推薦
  - ※ 上記アからウにより推薦された学長候補者に、さらに候補者を加えることが適当である と選考会議が判断した場合は、選考会議委員1人につき1人に限り候補者を追加で推薦す ることがある(規程第5条第6項)。

#### (3) 推薦手続

ア 受付期間

令和4年9月12日(月)から令和4年10月17日(月)まで

※ 受付時間は、平日の8時45分から17時30分まで(12時から13時までの時間を除く。)とする。

#### イ 必要書類

- ① 学長候補者推薦書(様式1)
- ② 推薦理由書(様式1 別紙)
- ③ 学長候補者推薦人名簿(様式2)
- ④ 同意書(様式3)

### ウ 提出先

選考会議事務担当課(法人本部事務局 経営企画部 総務人事課)

エ 書類の補正

事務担当課による内容確認の結果、イの必要書類に不備があることが判明した時は、補正を求めることがある。その場合、事務担当課が指定した期日までに再提出された書類は、受付期間内に提出されたものとみなす。

#### (4) 選考会議による選考手続

ア 形式審査

推薦書類について、4(2)、(3)の要件を満たしているか否か確認(形式審査)を行う。

イ 学長候補者からの所信表明書等の提出

正式に学長候補者と認められた者に対し、履歴書(様式4)及び所信表明書(様式5)の提出を求める。

# ウ 学長候補者の公表

学長候補者の氏名、年齢及び現在の職を、本学ホームページ(選考会議のページ)に掲載する。また、提出された所信表明書は、推薦理由書とともに学内(4)のアからウに該当する者を基本範囲とする。)に公表する。

### エ 学長予定者の選考

各学長候補者について、推薦書類、履歴書及び所信表明書の書類審査並びに面接審査を行い、4(1)の基準に照らして、これらの結果を総合的に勘案して学長予定者を決定する(面接審査:12月2日(金)10:00~12:00 実施予定)。

## 5 選考日程等

#### (1) 学長予定者の決定時期

令和4年12月中を目途とする。

# (2) 学長予定者の公表

学長予定者を決定した場合、選考会議は学長予定者の氏名、生年月日、年齢、略歴、任期、選考の理由及び選考の経過を、速やかに理事会、経営審議会及び教育研究審議会に報告するとともに、本学ホームページ(選考会議のページ)に掲載する。